

年9月13日である。

(2) 原告は、平成30年9月28日、被告に対し、電話による支払の催告を行ったが、被告から支払の意思はないとの回答を受けた。

(3) よって、原告は、訴えの要旨記載のと通りの判決及び仮執行宣言を求めて訴えを提起するものである。

提案理由

滞納市税を徴収するため、市税滞納者が第三債務者である被告に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、被告に対しそれらに係る支払を求めたが、履行期限までに支払がないため、差押債権取立請求の訴えを提起することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により市議会の議決を求めるものである。